令和３年５月１１日

　保護者各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日進市教育委員会

緊急事態宣言の発出に伴うご家庭の対応について（お願い）

　日頃から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

　さて、５月１２日（水）に愛知県に緊急事態宣言が発出されることに伴い、不要不急の外出は控えるとともに、次のことに注意してくださるようお願いします。また、お子様にもお伝えください。

１　家族を含めた毎日の検温等の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校させないでください。

２　同居の家族がＰＣＲ検査を受ける（受けた）場合は、家族の検査結果が判明するまで登校を控えてください。

３　同居の家族に発熱等の症状のある方がおみえの場合は、児童生徒の登校や外出を控えてください。また、家庭内でもマスクを着用し、ドアノブ、トイレ、洗面所などの共用部分の消毒を行うなどの感染対策を行ってください。

４　同居の家族以外の人との会食は、避けてください。

５　外出するときや間近で他人と会話をするときは、マスクを着用してください。

６　帰宅時、調理や食事前、トイレの後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後の手洗いは、石けんを使用して十分に洗い流してください。

７　自宅でもこまめな換気に努めてください。

８　規則正しい生活習慣に心がけて過ごしてください。

　　（栄養バランスを考えた食事、適度な運動、十分な睡眠時間の確保）

※　お子様が、新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査または抗原検査を受けることとなった（受けた）場合は、休日でも必ず、学校にご連絡ください。休日・時間外等で学校に電話がつながらない場合は、市役所（0561-73-7111（代表））に連絡してください。また、検査を受けることとなった（受けた）ことは、混乱を招くことにつながりますので、周囲に口外しないでください。なお、濃厚接触者への連絡が必要な場合は、保健所が行います。

|  |
| --- |
| 　風邪の症状が続く場合などは、かかりつけ医等にご相談ください。かかりつけ医等がない場合などは、「受診・相談センター（瀬戸保健所　0561-21-1699）」に相談してください。（夜間・休日相談窓口　052-526-5887）　なお、新型コロナウイルス感染症の関係で連絡・確認したいことがあれば、遠慮せずに学校または市役所（0561-73-7111（代表））にご連絡ください。 |

　　　　　　　担当　日進市教育委員会学校教育課　　電話　0561-73-4168（直通）